

屋貸付利子収入の前年度比で延長推計を行なつてゐる。

2. 部門別推計方法

i. 非金融企業

(ア) 民間

i. 利子(受取)

税務統計(「国税庁統計年報書」以下略)の源泉所得税の利子支払金額に、マネーフロー表(日銀)の法人企業割合を乗じて推計する。

(注) 税務統計数値にマネーフロー表で求めた比率を用いて推計する方法については、後掲「3. 税務統計利用に際し、年度換算および部門別割法について、(ス)部門別割」参照。

ii. 配当(受取)

税務統計の配当支払金額に、マネーフロー表の法人企業割合を乗じて推計する。

(注) 現行N Iの配当の個人分(法人分)の推計は、資本金5千万円以上については全国証券取引所「株式分布状況調査」の個人・その他(法人)の比率を用いて推計を行なつており(現行の当該調査は全国上場会社(1,706社)とランダム抽出の資本金1億円以上の非上場会社を対象)併せて、資本金5千万円未満については個人分60% (法人40%) の固定比率で計算し両者を加算している。新SNAで「株式分布状況調査」を使わず、マネーフロー表の比率を用いるのは、資本金5千万円以下の企業の配当も含まれていることの理由による。

iii. 利子(支払)

「法人企業統計季報」(大蔵省)の全産業(当該調査では金融業は対象外)、規模計の産業外支出のうち、支払利息・割引料の金額を用いる。

四 配当(支払)

「法人企業統計年報」の全産業、規模計の配当金と役員賞与を加算して用いる。

(1) 公的

i 利子(受取、支払)

公的機関別に「決算書」から積上げ計算を行なう。

ii 配当(受取、支払)

公的機関別に「決算書」から積上げ計算を行なう。

1. 金融機関

金融機関別に「決算書」から積上げ計算を行なう。なお、一部金融機関(信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合など)は、決算書のとりまとめ表がほか1年遅れの現状のため、把握出来る関連資料から当該年度分を推計して用い、翌年に修正する。

その他、9月決算を行なっている全国証券会社等については、仮決算を用い年度数値を作成する

(後掲「4年度、四半期分割法」参照)

(ア) 利子・配当(受取)

金融機関によつては、受取利子と配当が分離されていいところがあるので、利子・配当の分割は二次作業とする。

決算書からの集計項目

預け金----受取利息(外為・預け金、金銭信託)

貸出金----貸出金利息(貸付金、コール、ローン、買入手形)

有価証券----有価証券利息、配当金

その他----その他受取利息、信託報酬(利益金)

利子・配当の分割方法

上記集計項目の合計(利子+配当)から、配当に相当する金額を控除する。

税務統計の支払金額のうち「非課税分及び課税の特例分」(一般政府、公社、公団、金融機関の計)から一般政府(決算書)および公社、公団(法的には株式を持てない)を差引いて、

その残差を金融機関の配当分とする。

(1) 利子(支払)

決算書からの集計項目

預金---預金利息・給付補てん備金繰入

借入----借用金利息(借入金、コールマネ

一、売渡手形)

有価証券----債券利息

その他----その他支払利息(外為)

上記の合計数値を用いる。

(2) 配当、役員賞与(支払)

決算書からの集計項目

配当----株主配当、出資配当、利用配当

役員賞与----役員賞与

上記の合計数値を用いる。

△ 一般政府

「決算書」から該当数値を把握する。

(3) 利子(受取、支払)

中央政府、地方政府および社会保障基金の決算書から積上げ計算を行なう。

(26)

(1) 配当(受取)

「決算書」からの積上げによる

工、対象計、民間非営利団体

(ア) 利子(受取、支払)

(イ) 配当(受取)

「非営利団体、娯楽業等実態調査」(経企庁)

結果をもとにし、当該調査にもれている医療、

教育等の業種を補充した数値を用いる。

△ 家計

(ア) 利子(受取)

税務統計の利子支払金額合計から「その他
非課税分」を差引いた金額(法人+個人)に、
マネーフロー表の個人分配割合を掛けて算出する。

(注) 推計方法の詳細は後掲「3. 税務統計利用
に際し、年度換算および部門分配法につい
て(2)部門分配」参照。

(イ) 配当(受取)

税務統計の配当支払金額合計から「非課税分
及び課税の特例分」を差引いた金額(法人+個

(27)

人)に、マネーフロー表の個人分割合を掛けて算出する。

(注) i 利子(受取)と同じ。

(ii) 利子(支払)

i 消費者負債利子

金融機関貸付利子、その他利子(社内貸付利子、共済および母子福祉世帯貸付利子)

など。なお、現行NIでは質屋の受取利子を推計していたが、新SNAでは資料不備のため推計しない予定。

ii その他の利子

利子(受取)の部門別合計と利子(支払)の部門別合計の残差のうち i. 消費者負債利子を差引いて算定する。

九 海外

(ア) 海外からの財産所得のうち利子、配当の受取、支払については、国際収支表(大蔵省、日銀)から推計を行なう。なお、部門分割は各項目の実態から適当とみられる分割比率(現行NIと

同比率)を用いでいる。なお、各部門とも海外に対する受取・支払とも計上済であるので、海外の部門計だけを使用する。

なお、項目の内容については注ユ参照されたい。

表1

(項目)	(部門分割)
① 支店収益(直接投資収益)	(受) 法人(非金融) 1.0	(支) 法人(非金融) 1.0
② 配当金(直接投資収益)	(受) 法人 0.9, 個人配当 0.1	(支) 法人(非金融) 1.0
③ 利子(直接投資収益)	(受) 法人 1.0	(支) 法人(非金融) 1.0
④ 企業の未分配収益(直接投資収益)	(受) 法人 1.0	(支) 法人(非金融) 1.0
⑤ その他配当金(その他配当金)	(受) 法人 0.9, 個人配当 0.1	(支) 法人 1.0
⑥ 工業下半敷料(その他利子)	(受) 政府 1.0	(支) 政府 1.0
⑦ 國際機関(その他利子)	(受) 政府 1.0	(支) 政府 1.0
⑧ 政府間借款(その他利子)	(受) 政府 1.0	(支) 政府 1.0
⑨ その他政府債務(その他利子)	(受) 政府 1.0	(支) 政府 1.0
⑩ 預り金(その他利子)	(受) 政府 0.8, 法人 0.2	(支) 法人 1.0
⑪ その他の(その他利子)	(受) 法人 0.9, 個人利子 0.1	(支) 法人 1.0
⑫ その他(その他の)	(受) 法人 0.9, 個人利子 0.1	(支) 法人 1.0

注) 國際收支表(原表)細目番号第6表投資収益に
分割比率については未出課と大蔵省、日銀との
より修正予定。

(1) 円換算

表1にもとづき、月別、部門別に計算した利子、配当金額(100万ドル)を円換算するに際しては、

外国為替貿易研究会「国際金融」誌上の「外国為替概況」より、直物中心レートの毎営業日の月中平均値を算出し、それ用いて月別に円換算を行ない、四半期、暦年、年度数値を求める。

(注) 46年9月以前はドル360円で換算。

(2) 利子・配当の分割

利子および配当金の分割基準としては、下記のようとする。

； 利子 項目 ③, ②, ⑦, ⑧, ⑨, ④,

⑪, ⑫, を累計する。

； 配当 項目 ①, ②, ④, ⑤, を累計する。

注2) 利子・配当の内訳項目

(国際投資収益)

①支店収益 本邦銀行、会社の海外支店の営業活動から生じた利益の受取りを、支払はその逆。

②配当金 本邦の親会社か在外子会社からの配当金受取りを、支払はその逆。

③利子 本邦親会社か在外子会社から受取った貸付金、債権等の利子。支払は、在日子会社か親会社に対し支払った借入金、債務等の利子。

④企業の未分配収益 在外子会社の内部留保利益金のうち、本邦親会社の持分を受取に、支払はその逆。

⑤その他配当金 海外企業からの株式配当金等の外国投資に対する株式配当金、投資信託等の収益金、公社債の利子支払。

⑥IMF手数料 IMFとの間の取引によって生ずる利子の受取、払いは IMF支払手数料等。

⑦国際機関 世界銀行（国際復興開発銀行）

等、国際貿易機関との間の利子の受取。
払いは世界銀行借款に対する利子の払い。

⑧政府間借款 日本輸出入銀行の受取った円
借款利子等。払いは、本邦政府が支払つ
た余農借款利子の支払。

⑨その他政府債務 政府借款に計上されるも
の以外の本邦中央政府の利子の受取、支
払。

⑩預金 金融機関における預金利子の受取、
支払。

⑪その他 預金利子以外の利子の受取、支払。

⑫その他（その他） その他収益の受取。
払いは米国利子平衡税の本邦企業負担送
金。

3. 税務統計利用に際し、年度換算および部門分割法
について

(1) 年度換算

(34)

ア、税務統計（「国税庁統計年報書」国税庁）の
源泉所得税の利子支払金額および配当支払金額
は非金融企業（民間）および家計の利子、配当
(受取)の推計に利用するか、当該調査は曆年
の数値とつてるので、利子、配当別の源泉
所得税月別微収額(利子および配当)の四半期
構成比率を用いて年度換算を行なう。

(問題点)

年度換算および四半期算出に用いる源泉
所得税(利子および配当)の月別微収額は、
利子および配当の課税分だけで、~~課~~制度に
よる非課税分は除かれているか、四半期分
割のための構成比として用いることであり、
~~課~~分も課税分にほぼ比例していようと判断し
て利用してよいかどうか。

1、源泉所得税月別微収額の月次修正の必要

この月別微収額は申告納付した月に計上されて
いるので、以下の方法で発生ベースに修正する必
要がある。はお、この場合、申告期限内納付が行

(35)

なわれたことを前提とする。

(3) 利子

徴収月を1ヵ月前にずらす。

(利子支給額確定の習用か申告期、
限内納付)

(1) 項当

徴収月を3ヵ月前にずらす。

(2) 部門分割

ア、非金融業（民間）および家計の利子（受取）

税務統計の利子支払金額合計（暦年ベース）

から「その他の非課税分（一般政府、公社・公団、金融機関）」（暦年ベース）を、それぞれ各所得区分別に差引き、非金融法人（民間）、家計の受取利子所得（暦年ベース）を算出する。

----Ⓐ

次に、Ⓐに対し年度換算率（利子合計の年度支払金額十暦年支払金額）を乗じて、年度利子利子所得を算出する----Ⓑ

ここで得られたⒷを非金融業（民間）と家計とに分割する際には、利子所得の区分別にマネーフロー表（日銀）の対応する金融資産の法人企業と個人の割合を乗じて算出し、それぞれの所得区分の累計を求める。

なお、利子所得の区分とマネーフロー表の金融資産区分との対応表は下記の通りである。

利子の対応表

(税務統計・所得区分)	(マネーフロー表金融資産区分)
{ 公債 社債 割引債の償還差益 }	{ K. 政府短期証券 L. 長期国債 M. その他債券 }
預金利子	
{ 銀行預金 銀行以外の金融機関の預金 }	{ D. 短期性預金 E. 定期性預金 }
預金利子	
{ 勤務先預金 ^{注1)} } -----家計分とみなす。	
合同運用信託の利息 ----- H. 信託	
公社債投資信託の利益の分配 --- O. 投資信託受益証券	
住宅貯蓄控除相当額 ----- 家計分とみなす。	

注1) 勤務先預金は社内預金である。この利子の支払は非金融業および金融機関に行はわれるか、前者については法人企業統計の支払利子に、後者については決算書の支払利子にそれぞれ社内預金分の支払が含まれているので、社内預金の利子支払を別に推計する必要はない。

イ. 金融機関の利子(受取)

金融機関については、前掲スのイ. 金融機関(ア)利子、配当(受取)で述べた如く、金融機関別に「決算書」を積上げて求められた利子・配当金額の分離に当っては、前項アと同様な計算方法で、税務統計の利子については「その他の非課税分」、配当については「非課税分及び課税の特例分」のそれぞれから、一般政府、公社・公団分を差引いて金融機関分を算出し、求められた利子、および配当金額の比率を用いて金融機関別「決算書」の積上げで算出した利子・配当(受取)金額を分離する。

(注) 「決算書」の積上げ金額と、税務統計金額についてチェックをしてみる。

ウ. 非金融業(民間)および家計の配当(受取)配当についても利子と同様、配当支払金額合計から「非課税分及び課税の特例分」(一般政府、公社・公団、金融機関)を差引三年度換算修正を行ない、非金融業(民間)および家計の

配当所得を求める。

次に配当所得区分別にマネーフロー表の対応する金融資産の法人企業と個人の割合を乗じて算出し、所得区分の累計を求める。

(計算過程の詳細については、前掲の「ア非金融業(民間)および家計の利子(受取)」を参照。)

税務統計の配当所得とマネーフロー表の金融資産内訳との対応表は下記の通りである。

配当の対応表

(税務統計所得区分)	(マネーフロー表金融資産区分)
証券投資信託の収益の分配	---
元の他	---
利益又は利息の配当剰余金の分配基金の分配。	0. 投資信託
匿名組合契約等に基づく収益の分配。	株式

二、金融機関の配当(受取)

前掲「金融機関の利子(受取)」と「配当(受取)」が同時に推計される。

4. 年度・曆年・四半期分割について

(1) 年度

ア 非金融企業(民間), 家計

利子および配当(受取)については、税務統計の年度換算した支払金額を用いる。

(注) 年度換算および部門分割の詳細は前掲の(1)および(2)を参照。

利子および配当(支払)については、非金融企業は「法人企業統計年報」(年度)のそれぞれの数値を用いる。家計については配当はない。利子は残差としては握る。

イ 金融機関, 一般政府

「決算書」によるので、年度数値は即把握出来る。ただし、金融機関のうち、全国証券会社、証券投資信託会社、証券取引所は決算期から

月にはつていいか、半期仮決算の数値を用いて
年度換算を行なう。

六 対象計民間非営利団体

使用する「非営利団体・娛樂業等実態調査」
の結果数値は年度であるので、それを用いる。

(2) 貧年・四半期

又 非金融業(民間)

利子(支払)は「法人企業統計季報」の支払
利息割引料の四半期構成比を使用する。

配当(支払)は日経センターNEEDSの東京
証券取引所ノス部上場会社の支払月別配当金を
発生月(50年10月決算前は2ヵ月前の月、
50年10月以降は3ヵ月前の月を決算月とみ
なし)に修正し、これを用いた四半期分割比で
年度数値を分割する。

(注) 現行NIIでは東京証券取引所ノス部上場の
数値を使用しているが、これには金融業が
含まされているので、金融業扣除がされている
日経センターNEEDSを使用する。

七 金融機関

利子(受取)は月別貸付残高の四半期構成比
で、また、利子(支払)は月別預金残高の四半
期構成比で分割する。

なお、債券発行銀行(商工中金、農林中金以
外)については預金残高のほか、債券残高も加
えて構成比を作成する、貧年は四半期から組み
替える。

(問題点) 一 金融機関の年次予算

作業量からみて、金融機関別に四半期分割
比率を算出するのに代えて、金融機関の性格
から、金銀(金銀、相銀、信金)、券金(券
金、信組)、農中(農中、漁協、商中)、証
券などを代表金融機関とし、その比率を用い
てはどうか。

八 一般政府

中央政府、社会保障基金については、利子の
支払は大蔵省理財局から、また利子・配当の受
取は関係省庁より聴取する。

地方財政については、「地方財政統計年報」上から利子償還金及び一時借入金利子の合計を求めて、 $\frac{1}{4}$ 分割を行なう。

二 対象計民間非営利団体

四半期分割として用いるに適した資料がないため、当面、 $\frac{1}{4}$ 分割方式による。

三 家計

利子(支払)については、(ア)消費者負債利子は現行の通りで、たとえば金融機関では消費財・サービス購入資金残高の四半期構成比で分割する。(イ)その他の利子は残差として扱う。利子・配当(受取)については、非金融業と金融機関の合計の利子および配当それぞれの支払金額の四半期構成比で分割する。